

## 第4回 温泉資源保護ガイドライン検討会 議事概要

日時：平成25年12月16日（月）13:30～16:30

場所：コンベンションルームA P品川

10階B+C会議室

### ■出席委員（敬称略・五十音順）

秋田 藤夫	北海道立総合研究機構環境・地質研究本部 企画調整部長
板寺 一洋	神奈川県温泉地学研究所 主任研究員
大場 直樹	秋田県生活環境部 自然保護課 主事（代理出席）
交告 尚史	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
須野原 修	群馬県健康福祉部 薬務課長
田中 正(座長)	筑波大学 名誉教授
由佐 悠紀	京都大学 名誉教授

### ■議事概要

- ・議事は公開で行われた。
- ・第4回検討会資料に基づき事務局から説明を行い、委員から以下の意見を頂いた。

### ◎ 配布資料の確認

#### ◎ 「議事（1）協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（素案）」について「資料1第一 基本的考え方」の更新、改訂及び追加記載項目（以下「更新等」という。）について、事務局より説明

- 3ページの図1と2について、数値の内訳等は分かるのか。  
→各都道府県から報告された情報を基に集計・整理をしたものであり、詳細な内容等については把握できていない。
- 図1と2について、動力源泉数・湧出量が増加の一途を辿っているといえるのか。  
平成19年度までのデータではその通りに読み取れるが、それ以降は動力源泉数・湧出量ともに減少しているように見える。  
→まだ最新のデータが集計されていないため、今後、最新情報を踏まえて修文を行う。また、原因については追及していないが、平成19年の温泉法の改正によって新規の掘削が減少したこと、旅館業の廃業が増加したことなどが原因と考えられる。
- 2ページの「今後都道府県において、…」の文章で「温泉の掘削等の許可に関する業務を行うこと」とあるが旧ガイドラインでは「温泉の許可の運用に当たること」となっていたが許可に付随する業務が加わったということか。  
→法律（温泉法）に基づいた表現とするため修正を行った。

◎「議事(1)協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン(改訂)(素案)について」**第二 掘削等の原則禁止区域の設定、既存源泉からの距離規制、採取量制限における**

**取扱い**の更新等について、事務局より説明

- 11 ページ「なお、大深度掘削を行って流動性の低い化石水を採取する等により、…」のところで「流動性の低い」を「循環性の低い」という表現はどうか。〈
- 13 ページの地殻熱流量の HFU 単位について、温泉はカロリー (cal 単位) で表すのがわかりやすいと思う。旧ガイドラインの米印で注書した説明でよいと考える。
- 14 ページの※5「限定的な閉じた循環系」で「限定的な」という言葉があるが、「閉じた循環系」で意味が通じるのではないか。
- 13 ページの「源泉間の距離規制 ( $\alpha$ ) を…から 3.59%に相当する。」のところでは、その意味合いを記載する必要があると考える。
- 15~16 ページの代替掘削についての記載に旧源泉の取扱いを追記するとよいのではないか。
- 10 ページの「さらに、その設定根拠についても公表することが望ましい。」とあるが行政手続法での「審査基準を公にしておかなければならない。」というのは窓口等で閲覧できるようにしておくことを示しているので法律に沿うような表現にしたほうがよいと思う。その上で「ホームページ等に掲出することが望ましい。」というような表現を追加するのがいいのではないか。
- 条件付き許可の掘削許可に関して、条件付けの事例としては、周辺湧水への影響を及ぼさないことというのも考えられる。
- 条件の後付について、都道府県の条例等で設定するというのは、温泉法の実施条例等を設定してそこで後から条件を付けることができるという趣旨か。  
→温泉法では対象とならないため、そこを都道府県で必要とする場合には条例を策定することは否定しないという趣旨である。表現の仕方を再検討したい。
- 河川、農業用水路への水質汚染に万全の措置をとることとあるが、(都道府県知事が温泉法第4条に基づく)条件付けでかなりのことができないとおかしいのではないかと考えている。実際は法制度と(実務を担当する)現場に差が生じているのではないかと感じている。
- 条件付けについては現状で大きな問題が発生していないが、発生した際にどこが担保するのも問題となりうる。
- 温泉の排水について地元の市町村と協議しながら進めてくださいとしている事例がある。
- 19 ページは 15 ページ (2) 具体的な設定方法と整合性がとれる記載が必要と考える。

◎「議事(1)協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン(改訂)(素案)について」**第三 個別的許可判断のための影響調査等**の更新等について、事務局より説明

- 21 ページの「既存源泉を含めた地域の温泉資源保護のための調査であるので、可能な限り協力すべきである。」ということが(温泉資源保護のために)大切で、もう少し強調した方がよいと思う。
- ガイドラインの 1~2 ページに記載してあるが、温泉は国民共有の資源であるという観点から保護を図る必要があるという一言もあり、その辺りを参照にしてもよい

と思う。

◎「議事（1）協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（素案）について」**第四 温泉のモニタリング**の更新等について、事務局より説明

- 23 ページのモニタリング項目で成分濃度と追記があるが、例えばメタけい酸 50 mg/kg でぎりぎり温泉の基準を満たしている温泉の中には、季節変化等で温泉の基準を下回ることもあると思う。温泉法では 10 年に一度の分析で温泉の基準を満たしていれば温泉に該当することになるが、こういった問題も（課題として）考える必要があると思う。
- モニタリングについてはガイドラインに事例が盛り込まれればわかりやすいと考えている。別紙の形で整理をしたらよいのではないか。
- この章のタイトルは「温泉資源保護のためのモニタリング」というようにし、温泉資源保護のためのものであると強調したらどうか。

◎「議事（1）協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（素案）について」**第五 公益侵害の防止**の修正及び追加記載項目について資料 1 に沿って事務局より説明

- 28 ページの「地下水と温泉は採取の深度が異なり、…」とあるが、関東や大阪平野の平野部では、メタけい酸が主成分の温泉でその掘削深度が地下水井戸と似通っていることがある。
- 28 ページの採取深度もそうだが採取量の問題だと考えている。採取深度や採取量というように追記したらよいと思う。〉
- 27 ページの「温泉の放流に伴う水質の影響」で、温泉地では周辺河川には温泉水が流れ込むのでかなり温泉に近い水が流れていることもあろうかと思うが、そのあたりは考慮しなくてよいか。  
→このガイドラインでは掘削や動力装置の許可の際の話になり、温泉施設から出る温泉排水については、水質汚濁防止法の方でカバーしている。
- 公益侵害については、温泉担当部局のみでは、その対応が多方面にわたるため難しい部分もある。関係部局との連携も考えられるというようなことも追記されればより連携が取りやすくなると思う。

◎「議事（1）協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（素案）について」**第六 その他**の修正及び追加記載項目について、事務局より説明

- 適正揚湯量はどのような位置付けになるのか。個別井戸の適正揚湯量が資源量の評価の適正ということではないことに注意が必要である。
- 大深度掘削泉の場合、水位が低いので高揚力のポンプを使うこととなるが、余裕をみてポンプ選定を行いがちだが、井戸能力や温泉資源に見合ったポンプを選定することが重要である。
- 31 ページに大深度掘削泉において参考となる地質・化学資料について具体例が示されているが、資料を収集してどのように活用するかについても記載が必要と考える。

- 30 ページの「更新性に乏しい温泉資源」という表現はやはり大深度掘削泉の特徴ではないか、と考えている。
- 31 ページの未利用源泉では、所有者が不明な場合の対応についても問題となると思う。そのあたりの対応についても検討が必要である。
- 別紙 10 の「近年の温泉利用形態について」は、旧ガイドラインの課題の部分であるので、第六その他の章へ入れて整理したらどうか。
- 全体を通してだが、表番号の確認を行うこと。

◎「議事(1) 協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン(改訂)(素案)について」別紙の更新等について、事務局より説明

- 別紙 9 のイメージ図は、もう少し全体の流れがわかりやすいように整理した方がいいのではないか。
- 揚湯試験については、都道府県で要領等が作成されており、要領の例を盛り込めば参考となると思う。
- 地中熱利用については、温泉地での事例も少なく、多くが他目的の掘削に入るのか。→温泉をゆう出させないということで他目的掘削であり、温泉法に基づく許可は不要である。第 1 回の検討会でも地中熱利用促進協会より話があったが、温泉地では温泉をターゲットとすることになるのではないかと。
- 別紙については、本文中で引用するように整理することが必要である。
- 別紙 4 の予備揚湯の段階で、揚湯状況で動力の見直しも考えられるということを追記しておく必要があると考える。
- 水位安定の目安については、「1 時間当たりの水位変化量が、全体水位変化量のおおむね 0.2%」という事務局案については、一つの目安ということで記載したいと考える。
- 継続的に水位が低下し続けるということが資源量の低下傾向であるということが重要と考える。
- 本文 1 ページの文章には、温泉保護区域設定をしている都道府県数が増えている状況等、都道府県アンケート結果を踏まえた文章整理も必要と考える。

◎「議事(3) スケジュール調整」事務連絡

- 第 5 回検討会は 3 月 12 日(水) 13:30~16:30(予定) となった。

以上